

いちはまれサポートーズ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、いちはまれの価値に共感し、自ら情報発信を担う団体・個人の活動を通して、いちはまれの認知度向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いちはまれシンボルサポートーズ

いちはまれに共感するタレント、アスリート、その他情報発信力があるとふくいブランド米推進協議会が認め、就任を依頼した者で、いちはまれに関する情報発信を担う者

(2) いちはまれサポートーズ

いちはまれに共感する全ての者で、ふくいブランド米推進協議会が認定した者

(認定対象等)

第3条 前条第2号の認定の対象となるのは、いちはまれの価値に共感し、自ら情報発信を担うことができる団体・個人とする。

2 「いちはまれシンボルサポートーズ」に関する事項は、別途定める。

(認定基準)

第4条 ふくいブランド米推進協議会会長（以下、「会長」という）は、以下の基準により第2条第2号の者を「いちはまれサポートーズ」に認定することができる。

(1) いちはまれの情報発信に自ら取り組む意欲のあるもの

(2) 上記情報発信が、いちはまれの認知度向上につながるとふくいブランド米推進協議会が認める活動であること

(3) 年4回以上、継続的にいちはまれに関する情報発信を行うもの

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）を会長あて提出すること。

(認定)

第6条 会長は、申請書を受理したときは内容を審査し、認定基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を「いちはまれサポートーズ」に認定し、認定書を授与する。

2 ふくいブランド米推進協議会は、前項の認定を受けたものからの要請により、以下の支援を行うことが出来る。

(1) いちはまれ販売促進グッズの提供・貸与

(2) いちはまれ精米の提供。ただし、1イベントあたり5kgを上限とする。

(3) いちはまれホームページおよびSNSでのイベント告知

(4) いちはまれに関する情報発信に係る活動経費

3 前項の支援を行う際には、支援を要請する「いちはまれサポーターズ」とふくいブランド米推進協議会との協議により、支援内容を決定する。

(認定期間)

第7条 前条に定める認定の期間は、年度を単位とし、認定日の属する年度を含む1年間とする。

(実績報告)

第8条 認定を受けたものは、認定を受けた年度の4月から認定期間満了の属する年度の3月末までの活動実績について、活動実績報告書（様式第2号）により認定期間の満了年度の翌年度の5月末までに報告するものとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定を受けたものが、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに変更届出書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

- (1) 所在地または名称を変更したとき
- (2) 認定基準を満たさなくなったとき
- (3) 団体を解散したとき

(認定の取消)

第10条 会長は、認定を受けたものが、次のいずれかに該当することとなった場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) いちはまれやふくいブランド米推進協議会の品位や信用を失墜する行為を行った場合
- (2) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (3) 認定基準に該当しなくなったとき
- (4) 団体を解散したとき

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。